

○大分県福祉のまちづくり条例施行規則

平成二十四年二月二十九日

大分県規則第六号

改正 平成二六年一〇月一日規則第五四号

令和元年七月一日規則第七号

令和四年三月三十日規則第三号

令和八年四月一日規則第十八号

大分県福祉のまちづくり条例施行規則をここに公布する。

大分県福祉のまちづくり条例施行規則

大分県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年大分県規則第六十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、大分県福祉のまちづくり条例（平成七年大分県条例第七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定施設）

第二条 条例第二条第二号の規則で定める建築物及び公共の用に供する施設（以下「特定施設」という。）は、別表第一の一の項に掲げる建築物及び同表の二の項に掲げる公共の用に供する施設とする。

（公共車両等）

第三条 条例第二条第三号の規則で定める鉄道の車両、自動車及び船舶は、別表第一の三の項に掲げるものとする。

（出入口等）

第四条 条例第十二条第一項の規則で定める施設（以下「出入口等」という。）は、別表第二の整備施設の欄に掲げる施設とする。

（基礎的基準）

第五条 条例第十二条第一項に規定する基礎的基準（以下「基礎的基準」という。）は、別表第二のとおりとする。

2 特定施設（建築物に限る。）の増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の様様替（以下「増築等」という。）をする場合においては、基礎的基準は、当該増築等に係る部分（別表第二の一の項の（一）のイ、ロ又はハの経路が二以上ある場合にあつては、いずれか一の経路に係る部分）に限り適用する。

3 特定施設（建築物に限る。）のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第二条第十九号に規定する特別特定建築物その他これらに類する施設でない施設については、別表第二中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

（令四規則三・令八規則十八・一部改正）

（誘導的基準）

第六条 条例第十二条第二項に規定する誘導的基準（以下「誘導的基準」という。）は、別表第三のとおりとする。

2 特定施設（建築物に限る。）のうち、法第二条第十九号に規定する特別特定建築物その他これらに類する施設については、別表第三中「多数の者が利用する」とあるのは、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とする。

（令四規則三・一部改正）

（既存特定施設の整備状況の報告）

第七条 条例第十四条第二項の整備状況の報告は、既存特定施設整備状況報告書（第一号様式）によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 整備項目表（第二号様式）

二 特定施設の種類に応じ、別表第四に定める図書

三 その他知事が必要と認める書類

（適合証の交付請求等）

第八条 条例第十六条第一項に規定する適合証は、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める適合証とする。

一 基礎的基準に適合していると知事が認める特定施設（次号に掲げるものを除く。） 基礎的基準適合証

基礎的基準適合証

二 誘導的基準に適合していると知事が認める特定施設 誘導的基準適合証

2 前項各号に掲げる適合証（以下単に「適合証」という。）の様式は、知事が別に定める。

3 条例第十六条第一項の規定による請求は、適合証交付請求書（第三号様式）により行わなければならない。

4 前項の請求書には、次の各号に掲げる適合証の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類、前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに特定施設が建築物である場合で、

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認の申請を要するものについては、同法第七条第五項に規定する検査済証の写しを添付しなければならない。

一 基礎的基準適合証 整備項目表（第二号様式）

二 誘導的基準適合証 誘導的基準整備項目表（第四号様式）

5 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から当該適合証を返還させることができる。

一 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。

二 前号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。

6 適合証の交付を受けた者は、当該適合証の交付の対象となった特定施設が、改修等により基礎的基準又は誘導的基準に適合しなくなったときは、当該適合証を返還しなければならない。

（特別特定施設）

第九条 条例第十七条の規則で定める特定施設（以下「特別特定施設」という。）は、別表第一の一の項の用途の欄に掲げる施設のうちその規模等が同項の特別特定施設の規模等の欄に定める規模等に該当するもの及び同表の二の項の用途の欄に掲げる施設のうちその規模等が同項の特別特定施設の規模等の欄に定める規模等に該当するものとする。

（新築等の届出）

第十条 条例第十八条第一項に規定する届出は、次の各号に掲げるものを除くほか、条例第十三条に規定する新築等（以下「新築等」という。）に係る部分が、別表第一の特別特定施設の規模等の欄に定める規模等に該当する特別特定施設について、行うものとする。

一 特別特定施設が建築物である場合で、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請を要しないもの

二 新築等に係る部分に、適用すべき基礎的基準がないもの

2 前項の届出は、新築等の工事に着手する日の三十日前までに、特別特定施設新築等届出書（第五号様式）により行わなければならない。

3 前項の届出書には、第七条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該特別特定施設が建築物である場合において、特別特定施設新築等届出書を建築基準法第六条第一項の確認の申請書と同時に提出し、かつ、基礎的基準への適合状況が当該申請書の添付図書に明示されているときは、第七条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(軽微な変更)

第十一条 条例第十八条第二項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 基礎的基準に適合している部分の変更のうち、当該基礎的基準に抵触しないもの
- 二 基礎的基準の適用がない部分の変更

三 工事の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更

(変更の届出)

第十二条 条例第十八条第二項の規定による届出は、特別特定施設新築等変更届出書(第六号様式)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、第七条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付しなければならない。

(工事完了の届出)

第十三条 条例第十九条の規定による届出は、特別特定施設工事完了届出書(第七号様式)により行わなければならない。

(公表の方法等)

第十四条 条例第二十一条第一項の規定による公表は、大分県報への掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第二十一条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 勧告を受けた者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 勧告の内容

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見を述べる機会の付与)

第十五条 知事は、条例第二十一条第二項の規定により、意見を述べる機会を与えるときは、知事が口頭であることを認めるときを除き、当該公表の対象となる者に対し意見を記載した書面の提出を求めるものとする。

2 当該公表の対象となる者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

3 知事は、条例第二十一条第二項の規定により、意見を述べる機会を与えるときは、当該公表の対象となる者に対し、意見書の提出期限(口頭による意見の陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、意見の聴取通知書(第八号様式)により通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、病気その他やむを得

ない理由があるときは、知事に対し、意見の聴取日時等変更申出書（第九号様式）により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

5 知事は、前項の規定による申出を受け、又は職権により、意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

6 知事は、前項の規定により、意見の聴取の日時若しくは場所を変更したとき、又は第四項の規定による申出を受けた場合で意見の聴取の日時及び場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見の聴取日時等決定通知書（第十号様式）により、当事者に通知するものとする。

（代理人の選任）

第十六条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人の資格について、代理人選任届出書（第十一号様式）を知事に提出して証明しなければならない。

4 当事者は、第一項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（第十二号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第十七条 知事は、条例第二十一条の二第一項の規定により、特別特定施設の新築等をしようとする者に対し、当該特別特定施設につき、当該特別特定施設の設計及び施工に係る事項のうち出入口等を条例第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（以下「高齢者、障害者等」という。）が安全かつ容易に利用できるようにするための措置に係るものに関し報告を求めることができる。

2 知事は、条例第二十一条の二第一項の規定により、その職員に、特別特定施設又は特別特定施設の工事現場に立ち入り、当該特別特定施設の出入口等及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（身分証明書）

第十八条 条例第二十一条の二第二項の身分を示す証明書は、身分証明書（第十三号様式）とする。

（国等の特例）

第十九条 条例第二十五条第一項の規則で定める者は、建築基準法第十八条の規定の適用について、法令の規定により国、県又は市町村とみなされる法人とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 条例第十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の指導及び助言並びに条例第二十条第二号及び第三号の規定による勧告（以下「指導等」という。）を行う場合における別表第二の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる届出に係る指導等について適用し、施行日前にされた届出に係る指導等については、なお従前の例による。

3 施行日から平成二十四年四月三十日までの間に特別特定施設の新築等の工事に着手する場合における条例第十八条第一項の規定による届出についての第十条第二項の規定の適用については、同項中「工事に着手する日の三十日前まで」とあるのは、「工事に着手する日の前日まで」とする。

附 則（平成二六年規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和八年規則第十八号）

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 大分県福祉のまちづくり条例（平成七年大分県条例第七号）第十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の指導及び助言並びに同条第二十条第二号及び第三号の規定による勧告（以下「指導等」という。）を行う場合における別表第二の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる届出に係る指導等について適用し、施行日前にされた届出に係る指導等については、なお従前の例による。

別表第一（第二条、第三条、第九条関係）

(平二六規則五四・令四規則三・一部改正)

区分	用途	特別特定施設の規模等
一 建築物	(一) 学校、専修学校又は各種学校	用途に供する床面積の合計（以

二 公共の用に供する施設	(一四) 公衆浴場	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(一五) 飲食店	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(一六) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(一七) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(一八) 工場	用途面積が三千平方メートルを超えるもの
	(一九) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(二〇) 一般公共の用に供される自動車庫	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(二一) 公衆便所	全てのもの
	(二二) 火葬場	用途面積が千平方メートルを超えるもの
	(二三) 官公庁舎	用途面積が千平方メートルを超えるもの
(二四) 複合用途建築物	用途面積が三千平方メートルを超えるもの	
(二) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路（自動車専用道路を除く。）及びこれに付随する施設	全てのもの	
(三) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第一条第一項に規定する都市公園、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十条に規定する児童遊園又は港湾	全てのもの	

	<p>法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二 条第五項第九号の三に規定する港湾環境整 備施設である緑地</p> <p>(三) 駐車場法（昭和三十二年法律第六百六 号）第二条第二号に規定する路外駐車場（機 械式駐車場及び一の項に定める建築物又は この項の（二）に定める公園若しくは緑地 に設けられる駐車場に該当するものを除 く。）</p> <p>(四) 遊園地、動物園、植物園その他これ らに類するもの</p>	
<p>三 二 等 公共車両</p>	<p>(一) 鉄道に関する技術上の基準を定める 省令（平成十三年国土交通省令第五百十一 号）第二条第十二号に規定する旅客車</p> <p>(二) 道路運送法（昭和二十六年法律第百 八十三号）第三条第一号イに規定する一般 乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動 車又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動 車運送事業の用に供する自動車</p> <p>(三) 海上運送法（昭和二十四年法律第百 八十七号）第二条第五項に規定する一般旅 客定期航路事業の用に供する旅客船</p>	

別表第二（第四条、第五条関係）

（令元規則七・令四規則三・令八規則十八・一部改正）

一 建築物の基礎的基準

整備施設	基礎的基準
<p>一 高齢者、障害者等が 安全かつ容易に利用 できる経路（以下「移 動等円滑化経路」とい う。）</p>	<p>(一) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち一以 上を、移動等円滑化経路とすること。</p> <p>イ 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢 者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を 設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」と</p>

いう。)から当該利用居室までの経路(当該利用居室が一五の項の(一)の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路(以下この項において「車椅子使用者用経路」という。))を含み、直接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」という。))又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)

ロ 建築物又はその敷地に八の項の(二)に規定する車椅子使用者用便房(九の項の(一))に規定する車椅子使用者用客室等に設けられるものを除く。)を設ける場合 利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは道等。ハにおいて同じ。))から当該車椅子使用者用便房までの経路(当該利用居室が一五の項の(一)の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)

ハ 建築物又はその敷地に一一の項の(一)に規定する車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路(当該利用居室が一五の項の(一)の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)

(二) 移動等円滑化経路上に、階段又は段を設けないこと(一の階と他の階との間の上下の移動に係る部分の適用については、別表第一の一の項の(一)に掲げる建築物(特別支援学校に限る。))並びに同項の(二)、(三)、(五)、(一)、(二)、(三)及び(二三)に掲げる建築物にあっては床面積の合計が千平方メートル以上のもの、同項の(二一)に掲げる建築物にあっては床面積の合計が五十平方メートル以上のもの、同項の(四)、(六)から(八)まで、(一四)から(一六)まで、(一九)、(二〇)及び(二二)に掲げる建築物にあっては床面積の合計が二千平方メートル以上のものに限る。)。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

<p>二 出入口</p>	<p>移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとするこ と。</p> <p>イ 幅は、内法^{のり}を八十センチメートル以上とすること（ロに掲げる ものを除く。）。</p> <p>ロ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、内法を九十センチメートル以 上とすること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使 用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高 低差がないこと。</p>
<p>三 廊下その他これに 類するもの（以下「廊 下等」という。）</p>	<p>（一） 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害 者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるこ と。</p> <p>ロ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに 限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者 が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。） には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うため に、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに 類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周 囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより 容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。 ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、こ の限りでない。</p> <p>（イ） 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に 近接するもの</p> <p>（ロ） 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十 二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>（ハ） 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>（二） 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、（一）に掲げるも ののほか、次に掲げるものとするこ と。</p> <p>イ 幅は、内法を百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設</p>

	<p>けること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ニ 二の項に定める出入口及び六の項又は七の項に定めるエレベーターその他の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>ホ 別表第一の一の項の(二)、(三)及び(一)に掲げる建築物(以下「社会福祉施設等」という。)にあつては、手すりを設けること。</p>
<p>四 階段(その踊場を含む。以下同じ。)</p>	<p>(一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものとすること。</p> <p>イ 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ハ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>ニ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ホ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>ヘ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>(二) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち一以上は、(一)に掲げるもののほか、次に掲げるものとすること。</p> <p>イ 階段の幅は、内法を百二十センチメートル以上とすること。</p>

<p>五 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路</p>	<p>ロ 踊場に手すりを設けること。</p> <p>(一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ハ その前後の廊下等の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>ニ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ロ) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>(ニ) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>(二) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、(一)に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、階段に代わるものにあつては内法を百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては内法を九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p>
------------------------------	---

六 エレベーター及び
その乗降ロビー

- (二) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター(七の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。
- イ 籠は、利用居室、八の項の(二)に規定する車椅子使用者用便房又は一一の項の(一)に規定する車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を八十センチメートル以上とすること。
 - ハ 籠の奥行きは、内法を百三十五センチメートル以上とすること。
 - ニ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を百五十センチメートル以上とすること。
 - ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
 - チ 籠内に扉の開閉状況を確認することができる鏡及び手すりを設けること。
 - リ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ、ヘ及びチに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。
 - (イ) 籠の幅は、内法を百四十センチメートル以上とすること。
 - (ロ) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
- ヌ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからリまでに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供す

<p>七 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機</p>	
<p>る施設に設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(ロ) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>a 文字等の浮き彫り</p> <p>b 音による案内</p> <p>c 点字及び a 又は b に類するもの</p> <p>(ハ) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(ニ) 別表第一の一の項の(一)に掲げる床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物(特別支援学校を除く。)並びに同項の(九)、(一〇)、(一七)、(一八)及び(二四)に掲げる床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物でエレベーター(籠の幅が百センチメートル以上であつて、かつ、奥行きが百センチメートル以上のものに限る。)を設ける場合には、その一以上を(一)のロ、ニからへまで、チ及びヌ(ロ)に掲げるものとすること。</p> <p>移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成十八年国土交通省告示第四百九十二号の第一に規定するものをいう。)は、次に掲げるものとすること。</p> <p>(一) エレベーターは、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 平成十二年建設省告示第四百十三号第一第七号に規定するものとすること。</p> <p>ロ 籠の幅は、内法を七十センチメートル以上とし、かつ、その奥行きは、内法を百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p>	

八 便所	<p>(二) エスカレーターは、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。</p>
	<p>(一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）は、特定の階に偏ることなく設ける等不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第五条第一号に規定する公立小学校等及び法第十四条第三項の条例で定める特定建築物にあつては、多数の者。以下「不特定多数の者等」という。）が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設け、不特定多数の者等が利用する階（当該階において不特定多数の者等が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して次のイ又はロに定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。</p> <p>イ 地上階であつて、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の直接地上へ通ずる出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>ロ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>(二) (一)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一平方メートルを超える場合にあつては、当該床面積に応じて次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上とする。ただし、当該数が八の項の(一)の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房（車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして(三)に定める構造の便房をいう。以下同じ。）のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあつては、当該不特定多数利用便所の数とする。）に、車椅子使用者用便房を一以上（当</p>

該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして（四）に該当する場合は、この限りでない。

イ 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合 二

ロ 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

（三） 車椅子使用者が円滑に利用することができる便房の構造は、次に掲げるものとすること。

イ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

ロ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

（四） 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がない場合は、次のイ、ロ、ハ又はニのいずれかに該当する場合とすること。

イ 便所設置階が地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の直接地上へ通ずる出入口に近接する位置にある場合

ロ 八の項の（二）本文の規定により便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合

ハ 次の（イ）又は（ロ）に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該（イ）又は（ロ）に定める場合

（イ） 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階
当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、

（二）のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又

は口に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

(ロ) 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階当該不特定多数利用便所のうち一以上（当該便所設置階の床面積が一万平方メートルを超える場合にあつては、(二)のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

二 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数）に八の(二)本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イに規定する施設が同イに規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

(五) (二)に定めるもののほか、(一)の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けること。

(六) (二)及び(五)に定めるもののほか、(一)の規定によ

<p>九 客室又は寢室（以下「客室等」という。）</p>	<p>り設ける便所であつて男子用小便器を設けるものうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器及び手すりを一以上設けること。</p> <p>（七） 別表第一の一の項の（四）から（七）まで、（二二）、（一九）及び（二三）に掲げる床面積の合計が二十平方メートル以上の建築物に、不特定多数利用便所を設ける場合は、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上設け、当該便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ロ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>（八） 不特定多数利用便所に便座を設ける場合には、一以上の便所に一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）の腰掛式便座を設けること。</p> <p>（九） 不特定多数利用便所に併設して洗面所を設ける場合には、一以上の洗面所に次に掲げる構造の洗面器を一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>イ 洗面器の周囲に手すりを設けること。</p> <p>ロ 水洗器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとすること。</p> <p>（二） ホテル若しくは旅館で客室の総数が五十以上であるもの又は社会福祉施設等（病院及び診療所を除く。）で床面積の合計が千平方メートル以上であるものにベッドを設ける客室等を設ける場合には、車椅子使用者が安全かつ容易に利用できる客室等（以下「車椅子使用者用客室等」という。）を一以上設けること。</p> <p>（三） 車椅子使用者用客室等は次に掲げるものとする。</p> <p>イ 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室等が</p>
------------------------------	---

<p>一〇 敷地内の通路</p>	<p>設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>（イ） 便所内に、車椅子使用者用便房を設けること。</p> <p>（ロ） 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p> a 幅は、内法を八十センチメートル以上とすること。</p> <p> b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p> ロ 室内の浴室又はシャワー室は次に掲げるものであること。ただし、当該客室等が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する一九の項のイからニまでに掲げる構造の浴室が一年以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>（イ） 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>（ロ） 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>（ハ） 出入口は、（二）のイ（ロ）に掲げるものであること。</p> <p>（ニ） 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>（ホ） 非常ボタンを設置すること。</p> <p>（二） 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <p>（イ） 手すりを設けること。</p> <p>（ロ） 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p>
------------------	---

(ハ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

ハ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(イ) 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(ロ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとするにと。

ニ 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造のものとすること。

(二) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(一)に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(イ) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(ロ) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(ハ) 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

(三) 一の項の(一)のイに定める経路を構成する敷地内の通路

	<p>が地形の特殊性により(二)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、一の項の(一)のイ中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
<p>一一 駐車場</p>	<p>(一) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場(以下「不特定多数利用駐車場」という。)には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上の車椅子利用者用駐車施設(車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。)を設けること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして(三)に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このイ及びロにおいて同じ。)が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</p> <p>ロ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数</p> <p>(二) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 一の項の(一)のハに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(三) 車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものは、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの(ロにおいて「不特定多数利用機械式駐車場」という。)であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合</p> <p>ロ 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式</p>

駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であつて、次に掲げる基準に適合するとき。

(イ) 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

(ロ) 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数(当該不特定多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数)及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数)の合計数が、(一)のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める数以上であること。

ハ 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下このハにおいて「増築等」という。)を行う場合であつて、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設けるとき。

(イ) 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次の a 又は b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a 又は b に定める数

a 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数(当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この a 及び b において同じ。)が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

b 当該増築等に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、

	<p>その端数を切り上げた数) に二を加えた数</p> <p>(ロ) 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 一</p>
<p>一二 標識</p>	<p>高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる標識を設けること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>ロ 表示すべき内容が容易に識別できること(当該内容が日本産業規格 Z 八二二〇に定められているときは、これに適合すること。)。</p>
<p>一三 案内設備</p>	<p>(一) 不特定かつ多数の者が利用する建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を、次に掲げる方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 文字等の浮き彫り</p> <p>ロ 音による案内</p> <p>ハ 点字及びイ又はロに類するもの</p>
<p>一四 案内設備までの経路</p>	<p>(一) 道等から(一三)の項の(二)の規定による設備又は案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上を、視覚障害者が安全かつ容易に利用できる経路(以下「視覚障害者移動等</p>

円滑化経路」という。)にすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

ロ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ道等から当該出入口までの経路が(二)に定める基準に適合するものである場合

(二) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものとすること。

イ 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせ敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

ロ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

(イ) 車路に近接する部分

(ロ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(次に掲げる部分を除く。)

a 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

b 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

c 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

(ハ) 車路を横断する部分

(二) 別表第一の一の項の(四)及び(五)に掲げる建築物(以下「劇場等」という。)の客席には、車椅子使用者が利用できる部分を次に定める数以上設けること。

客席数	車椅子使用者が利用できる部分
四百席以下のもの	二分
四百席を超えるもの	客席数に二百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(二) 車椅子使用者が利用できる部分は次に掲げるものとすること。

イ 床は、水平とすること。

ロ 車椅子使用者が利用できる部分一につき幅九十センチメートル以上、奥行き百三十五センチメートル以上とすること。

ハ 車椅子使用者が利用できる部分に通じる客席内の通路に高低差がある場合には、次に掲げる構造の傾斜路を設けること。

(イ) 幅は、階段に代わるものにあつては内法を百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては内法を九センチメートル以上とすること。

(ロ) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(ハ) 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

(ニ) 傾斜路には、手すりを設けること。

(ホ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

一六 改札口	改札口を設ける場合には、その一以上を幅八十センチメートル以上とすること。
一七 記載用カウンタ ー	受付等に記載用カウンターを設ける場合には、その一以上について車椅子使用者が利用できる措置を講ずること。
一八 公衆電話所	建築物に公衆電話所を設ける場合には、その一以上を次に掲げるものとすること。 イ 聴覚障害者に対応した電話機を設置すること。 ロ 電話台の高さは、七十五センチメートルとすること。 ハ 電話台の下部に高さ六十五センチメートル以上で奥行き四十五センチメートル以上の蹴込みを設けること。
一九 浴室	社会福祉施設等若しくは公衆浴場で床面積の合計が千平方メートル以上であるもの又はホテル若しくは旅館で床面積の合計が五千平方メートル以上であるものに浴室（客室又は寝室内部に設置するものを除く。）を設ける場合には、一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を次に掲げるものとすること。 イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 ロ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ハ 出入口は、次に掲げるものであること。 （イ） 幅は、内法を八十センチメートル以上とすること。 （ロ） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
二〇 更衣室又はシャ ワー室	ニ 洗いの床面積は、滑りにくい材料で仕上げること。 社会福祉施設等若しくは体育館、水泳場その他これらに類する体育施設で床面積の合計が千平方メートル以上であるもの又は学校に更衣室又はシャワー室を設ける場合には、一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を次に掲げるものとすること。 イ 更衣室の区画の一以上の出入口の幅は、内法を八十センチメートル以上とすること。

<p>二二 授乳及びおむつ交換場所</p>	<p>ロ シャワー用の区画の一以上の出入口の幅は、内法を八十センチメートル以上とし、手すりを設け、及び高さ四十センチメートルから四十五センチメートルまでの腰掛け台を設置すること。</p> <p>別表第一の一の項の(四)から(七)まで、(二三)、(一九)及び(二三)に掲げる床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物には、授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設け、当該場所の出入口付近に、その旨を表示すること。</p>
-----------------------	--

<p>二 道路の基礎的基準</p>	<p>整備施設</p>	<p>基礎的基準</p>
<p>一 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)</p>	<p>歩道等を新設又は改修する場合は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、新設の場合は二百センチメートル以上(自転車歩行者道を新設する場合は三百センチメートル以上)とし、既存の歩道を改修する場合は九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 歩道等の幅員内に設ける排水溝のふたは、杖、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造のものとする。</p> <p>ハ 歩道等は、平坦とし、その表面は、滑りにくい舗装とすること。</p> <p>ニ 車両出入口では、歩道等が連続して平坦になるよう努めること。</p> <p>ホ 視覚障害者の歩行が多い歩道等及び公共交通機関の施設と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ歩道等においては、視覚障害者誘導用ブロック(視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。以下同じ。)を敷設すること。</p> <p>ヘ ホの歩道等を結ぶ横断歩道に交通信号機等を設ける場合は、視覚障害者に配慮した構造のものとする。</p>	<p>歩道等と車道とが接する部分で歩行者が通行する部分は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ スロープを設け、その勾配は八パーセント以下とすること。</p> <p>ロ スロープ底部には、車椅子の止まれる平坦部分を百五十センチメートル以上設けるよう努めること。</p>
<p>三 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。以下同と。</p>	<p>横断歩道橋を設置する場合には、次に掲げる構造とすること。</p>	<p>横断歩道橋を設置する場合には、次に掲げる構造とすること。</p>

	<p>じ。)</p> <p>イ 横断歩道橋の昇降口には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ロ 階段には、手すりを設けること。</p> <p>ハ 手すりの末端部及び要所には、必要に応じて、施設名、現在地等を点字で表示すること。</p>
<p>三 公園又は緑地の基礎的基準</p>	<p>基礎的基準</p>
<p>一 出入口</p>	<p>公園又は緑地（以下「公園等」という。）にあつては、一以上の出入口は次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、百三十五センチメートル以上とすること。ただし、車止め柵を設ける場合は、その間隔は九十センチメートルを標準とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合には、勾配八パーセント以下の傾斜路とし、その表面は、滑りにくい舗装とすること。</p>
<p>二 園路</p>	<p>一の項の出入口に接続する一以上の園路を次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、百三十五センチメートル以上とすること。ただし、分岐点及びすれ違い箇所にあつては、二百センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 縦断勾配は、八パーセント以下とし、その表面は、滑りにくい舗装とすること。</p> <p>ハ 園路を横断する排水溝のふたは、杖、車椅子のキャスター等が落ちこまない構造のものとする。</p> <p>ニ 危険防止等のため必要な箇所には、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。</p> <p>ホ 必要に応じて手すりを設けること。</p>
<p>三 便所</p>	<p>公園等内に便所を二以上設ける場合においては、その一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）を次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用便房を設置すること。</p> <p>ロ イの便所は、その位置がわかるように表示を設置すること。</p>

<p>四 水飲場</p>	<p>公園等内に設ける水飲場は、その一以上を次に掲げる構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が利用できる構造とすること。</p> <p>ロ イの水飲場は、その位置が分かるように表示を設置すること。</p>
<p>四 路外駐車場の基礎的基準</p> <p>整備施設</p> <p>一 路外駐車場に係る車椅子使用者が安全かつ容易に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」という。）</p>	<p>基礎的基準</p> <p>(一) 路外駐車場には、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車つきのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(二) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ハ 二の項の（一）に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
<p>二 路外駐車場に係る高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）</p>	<p>(一) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道等までの経路のうち一以上を、路外駐車場移動等円滑化経路とすること。</p> <p>(二) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 幅は、百二十センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>(ハ) 通路を横断する排水溝のふたは、杖、車椅子のキャス</p>

	<p>ター等が落ちこまない構造のものとする事。</p> <p>ニ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>（イ） 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。</p> <p>（ロ） 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。</p> <p>（ハ） 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>（ニ） 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分は、手すりを設けること。</p> <p>（ホ） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>
--	--

備考 別表第一の二の項の（四）に掲げる遊園地、動物園、植物園その他これらに類するものに適用する基礎的基準は、本表の基準を準用する。

別表第三（第六条関係）

（令元規則七・令四規則三・令八規則十八・一部改正）

整備施設	誘導的基準
一 出入口	<p>（一） 多数の者が利用する出入口（二）に規定するもの並びにエレベーターの籠及び昇降路に設けられるものを除き、かつ二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものとする事。</p> <p>イ 幅は、内法を九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後</p>

	<p>に高低差がないこと。</p> <p>(二) 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内法を百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>
<p>二 廊下等</p>	<p>(一) 多数の者が利用する廊下等(一四の項の(一)の劇場等の客席の出入口と同項の規定により設ける誘導的基準適合車椅子使用者用部分との間の一以上の経路(以下「車椅子使用者用経路」という。)を構成する廊下等を含む。)は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内法を百八十センチメートル以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近及び区間五十メートル以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十七センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ハ 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ロ) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>二 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ホ 側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必</p>

	<p>要な措置を講ずること。</p> <p>へ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないような必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>ト 高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。</p> <p>チ 一の項に定める出入口及び五の項又は六の項に定めるエレベーターその他の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>リ 手すりを設けること。</p> <p>(二) (一)のイ及びニの規定は、当該廊下等の部分が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分である場合は、適用しない。</p>
<p>三 階段</p>	<p>(一) 多数の者が利用する階段（車椅子使用者用経路を構成する階段を含む。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 幅は、内法を百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。</p> <p>ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ 両側に手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>へ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>ト 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>チ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p>

	<p>リ 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>(二) 多数の者が利用する階段（車椅子使用者用経路を構成する階段を含む。）を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（二以上の階にわたるときには、五の項に定めるものに限る。）を設けること。ただし、階段が車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合は、この限りでない。</p>
<p>四 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路</p>	<p>多数の者が利用する傾斜路（三の項の（二）の規定により設けるものに限る。）は、次に掲げるものとすること。</p> <p>イ 幅は、階段に代わるものにあつては内法を百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合には、当該交差又は接続する部分に踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ホ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。</p> <p>ヘ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ト その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>チ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分に次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ロ) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p>

	<p>(ハ) 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの</p> <p>(ニ) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>リ イからニまでの規定は、当該傾斜路の部分が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分である場合は、適用しない。</p>
<p>五 エレベーター及びその乗降ロビー(車椅子使用者用経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーを含む。)</p>	<p>(一) 多数の者が利用するエレベーター(六の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)を設ける場合には、籠が多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、一四の項の(一)に規定する誘導的基準適合車椅子使用者用部分、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は一八の項に規定する浴室がある階及び地上階に停止するエレベーターを設けること。</p> <p>(二) (一)に規定するエレベーターのうち一以上のものは、次に掲げる構造とし、かつ、当該エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。</p> <p>イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 籠の奥行きは、内法を百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を百八十センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>ホ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ヘ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ト 籠内に扉の開閉状況を確認することができる鏡及び手すりを設けること。</p> <p>チ 籠の幅は、内法を百四十センチメートル以上とすること。</p> <p>リ 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> <p>ヌ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の</p>

	<p>六 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機</p>	<p>閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ル 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。</p> <p>（イ） 文字等の浮き彫り</p> <p>（ロ） 音による案内</p> <p>（ハ） 点字及び（イ）又は（ロ）に類するもの</p> <p>ヲ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>（三） （一）に規定するエレベーターのうち（二）に掲げる構造のエレベーター以外のものは、別表第二の一 建築物の基礎的基準の六の項の（一）のロからニまで及びリに掲げるものとすること。</p>
<p>七 便所</p>	<p>特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成十八年国土交通省告示第四百八十五号の第一に規定するものをいい、三の項の（二）の規定により設けるものに限る。）は、別表第二の一 建築物の基礎的基準の七の項の（一）及び（二）に掲げるものとすること。</p> <p>（二） 多数の者が利用する便所内に、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができるものとして次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設ける便所が多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合</p> <p>ロ 次の（イ）又は（ロ）に掲げる多数の者が利用する便所の区分に応じ、当該（イ）又は（ロ）に定める場合</p>	

(イ) 男子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所
当該多数の者が利用する便所内に男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合又は男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

(ロ) 女子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所
当該多数の者が利用する便所内に女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合又は女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合

(二) 多数の者が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設けること。

(三) 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口は、一の項の（一）のイ及びロに掲げるものとする。

(四) 別表第一の一の項の（四）から（七）まで、（一二）、（一九）及び（二三）に掲げる建築物に、多数の者が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げる構造とすること。

イ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を一以上設け、当該便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。

ロ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。

(五) 多数の者が利用する便所に男子用小便器を設ける場合は、その一以上は床置き、壁掛式（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とし、手すりを設けること。

	<p>(六) 多数の者が利用する便所に便座を設ける場合は、その一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)を腰掛け式とすること。</p> <p>(七) 多数の者が利用する便所に併設して洗面所を設ける場合は、次に掲げる構造の洗面器を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けること。</p> <p>イ 洗面器の周囲に手すりを設けること。</p> <p>ロ 水洗器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとする</p> <p>こと。</p>
<p>八 客室等</p>	<p>(一) 次に掲げる場合には、それぞれ定める数の車椅子使用者用客室等を設けること。</p> <p>イ ホテル又は旅館にベッドを設ける客室等を設ける場合 客室等の総数が二百以下の場合は当該客室等の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室等の総数が二百を超える場合は当該客室等の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上</p> <p>ロ 社会福祉施設等(病院及び診療所を除く。)で床面積の合計が千平方メートル以上であるものにベッドを設ける客室等を設ける場合 一以上</p> <p>(二) 車椅子使用者用客室等は、次に掲げるものとする</p> <p>こと。</p> <p>イ 出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 幅は、内法を九十センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ロ 便所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(イ) 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。</p> <p>(ロ) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、内法を八十センチメートル以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、</p>

	<p>その前後に高低差がないこと。</p> <p>ハ 室内の浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室等が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する一八の項のイからニまでに掲げる構造の浴室が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(ロ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ハ) 出入口は、(二)のロ(ロ)に掲げるものであること。</p> <p>(ニ) 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(ホ) 非常ボタンを設置すること。</p>
<p>九 敷地内の通路</p>	<p>多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(一) 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。</p> <p>(二) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(三) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(四) 段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、百五十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ けあげの寸法は、十六センチメートル以下とすること。</p> <p>ハ 踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ 両側に手すりを設けること。</p> <p>ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>へ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ト 主たる階段は、回り階段でないこと。</p> <p>(五) 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾</p>

	<p>斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けること。</p> <p>(六) 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、段に代わるものにあつては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあつては百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は十五分の一を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ホ 傾斜路には、両側に手すりを設けること。</p> <p>ヘ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(七) 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、杖、車椅子のキヤスター等が落ち込まない構造のものとすること。</p> <p>(八) 多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により（一）から（六）までの規定によることが困難である場合は、（一）、（三）、（五）及び（六）のイからニまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。</p> <p>(九) (一)、(三)、(五)及び(六)のイからニまでの規定は、当該敷地内の通路の部分が、車椅子利用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路である場合は、適用しない。</p>
<p>一〇 駐車場</p>	<p>(一) 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の</p>

車椅子利用者用駐車施設を設けること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（ロにおいて「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

ロ 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であつて、次の（イ）及び（ロ）に掲げる基準に適合するとき。

（イ） 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

（ロ） 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この（ロ）において同じ。）及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子利用者用駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける車椅子利用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に百分の二を乗じて得た数（その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。

（二） 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとすること。

イ 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

ロ 多数の者が利用する居室に至る経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

	<p>ハ 車椅子使用者用駐車施設及び車椅子使用者用駐車施設に通じる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る通路には、屋根を設けること。</p> <p>(三) 多数の者が利用する駐車場には、車椅子使用者用駐車施設のほか、当該駐車施設に近い位置に、妊産婦、傷病者等移動に配慮が必要な人のための駐車施設を一以上設けること。</p>
<p>一一 標識</p>	<p>高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する次に掲げる標識を設けること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>ロ 表示すべき内容が容易に識別できること（当該内容が日本産業規格 Z 八二二〇に定められているときは、これに適合すること。）。</p>
<p>一二 案内設備</p>	<p>(一) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できる措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を、次に掲げる方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 文字等の浮き彫り</p> <p>ロ 音による案内</p> <p>ハ 点字及びイ又はロに類するもの</p>
<p>一三 案内設備までの経路</p>	<p>(一) 道等から一二の項の(二)の規定による設備又は案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、視覚障害者移動等円滑化</p>

一四 客席

経路とすること。ただし、別表第二の一 建築物の基礎的基準の一四の項の(一)イ及びロに掲げる場合は、この限りでない。
 (二) 視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第二の一 建築物の基礎的基準の一四の項の(二)に掲げるものとする。

(一) 劇場等の客席には、誘導的基準適合車椅子使用者用部分(車椅子使用者用部分であつて、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして(三)に適合する場所をいう。以下この項において同じ。)を次に定める数以上設けること。

客席数	誘導的基準適合車椅子使用者用部分
百席以下のもの	二
百席を超え二百席以下のもの	客席数に百分の二を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)
二百席を超え二千席以下のもの	客席数に百分の一を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に二を加えた数
二千席を超えるもの	客席数に一万分の七十五を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に七を加えた数

(二) (一)の誘導的基準適合車椅子使用者用部分は、劇場等の客席に設ける座席の数が二百を超える場合には、二箇所以上に分散して設けること。
 (三) (一)の誘導的基準適合車椅子使用者用部分は、次に掲げるものとする。
 イ 床は、水平とすること。

一七 公衆電話所	ものとすること。
一六 記載用カウンタ	建築物に公衆電話所を設ける場合には、その一以上を次に掲げるものとすること。
一五 改札口	<p>改札口を設ける場合には、その一以上を幅九十センチメートル以上とすること。</p> <p>受付等に記載用カウンターを設ける場合には、その一以上について車椅子使用者が利用できる措置を講ずること。</p>
	<p>ロ 車椅子使用者が利用できる部分一につき幅九十センチメートル以上、奥行き百四十センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。</p> <p>ニ 同伴者用の座席又はスペースを（一）の誘導的基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること。</p> <p>ホ 車椅子使用者が利用できる部分に通じる客席内の通路に高低差がある場合には次に掲げる構造の傾斜路を設けること。</p> <p>（イ） 幅は、階段に代わるものにあつては内法を百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては百三十五センチメートル以上とすること。</p> <p>（ロ） 勾配は、十五分の一を超えないこと。</p> <p>（ハ） 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>（ニ） 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差又は接続する部分に踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>（ホ） 傾斜路には、両側に手すりを設けること。</p> <p>（ヘ） 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>（ト） その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>（四） 劇場等の客席にあつては、集団補聴設備その他の聴覚障害者の利用に配慮した設備を設けること。</p>

一八 浴室	<p>イ 聴覚障害者に対応した電話機を設置すること。</p> <p>ロ 電話台の高さは、七十五センチメートルとすること。</p> <p>ハ 電話台の下部に高さ六十五センチメートル以上で奥行き四十五センチメートル以上の蹴込みを設けること。</p> <p>多数の者が利用する浴室を設ける場合には、一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を次に掲げるものとする。</p> <p>イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ロ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ハ 出入口は、一の項の（一）のイ及びロに掲げるものとする。</p> <p>ニ 洗いの床面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p>
一九 更衣室又はシャワー室	<p>社会福祉施設等若しくは体育館、水泳場その他これらに類する体育施設で床面積の合計が千平方メートル以上であるもの又は学校に更衣室若しくはシャワー室を設ける場合には、一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）を次に掲げるものとする。</p> <p>イ 更衣室の区画の一以上の出入口の幅は、内法を九十センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ シャワー用の区画の一以上の出入口の幅は、内法を九十センチメートル以上とし、手すりを設け、及び高さ四十センチメートルから四十五センチメートルまでの腰掛け台を設置すること。</p>
二〇 授乳及びおむつ交換場所	<p>別表第一の一の項の（四）から（七）まで、（一二）、（一九）及び（二三）に掲げる建築物には、授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設け、当該場所の出入口付近に、その旨を表示すること。</p>

備考 別表第一の二の項の（四）に掲げる遊園地、動物園、植物園その他これらに類する敷地内に設けられる建築物又は工作物に適用する誘導的基準は、本表の基準を準用する。

別表第四（第七条関係）

特定施設の種類	添付図書	明示すべき事項
一 建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

		二 公共の用道路 に供する施設							
の れらに類するも 植物園その他こ 遊園地、動物園、		路外駐車場		公園等					
配置図		付近見取図	配置図	付近見取図	配置図	付近見取図	配置図	各階平面図	配置図
縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、敷地内における建築物の位置及び用途並びに別表第二又は別表第三に掲げる項目に係る設備の位置及び寸法		方位、道路及び目標となる地物	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、路外駐車場の位置並びに別表第二に掲げる項目に係る設備の位置及び寸法	方位、道路及び目標となる地物	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、公園等の位置並びに別表第二に掲げる項目に係る設備の位置及び寸法	方位、道路及び目標となる地物	縮尺、方位、土地の高低、道路の位置及び幅員並びに別表第二に掲げる項目に係る設備の位置及び寸法	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに別表第二又は別表第三に掲げる項目に係る設備の位置及び寸法	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道の位置、敷地内における建築物の位置及び用途並びに別表第二又は別表第三に掲げる項目に係る設備の位置及び寸法

第1号様式（その1）（第7条関係）

（令4規則3・一部改正）

第1号様式（その2）（第7条関係）

（令4規則3・一部改正）

第2号様式（その1）（第7条関係）

（令元規則7・令4規則3・令8規則十八・一部改正）

第2号様式（その2）（第7条関係）

（令4規則3・一部改正）

第2号様式（その3）（第7条関係）

（令4規則3・一部改正）

第2号様式（その4）（第7条関係）

（令4規則3・一部改正）

第3号様式（その1）（第8条関係）

（令4規則3・一部改正）

第3号様式（その2）（第8条関係）

（令4規則3・一部改正）

第4号様式（第8条関係）

（令元規則7・令4規則3・令8規則十八・一部改正）

第5号様式（その1）（第10条関係）

（令4規則3・一部改正）

第5号様式（その2）（第10条関係）

（令4規則3・一部改正）

第6号様式（第12条関係）

（令4規則3・一部改正）

第7号様式（第13条関係）

（令4規則3・一部改正）

第8号様式（第15条関係）

第9号様式（第15条関係）

（令4規則3・一部改正）

第10号様式（第15条関係）

第11号様式（第16条関係）

(令 4 規則 3 ・ 一部改正)

第 12 号様式 (第 16 条関係)

(令 4 規則 3 ・ 一部改正)

第 13 号様式 (第 18 条関係)